

区長報告第十号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和五年六月一日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和五年六月二十一日

港区長 武井雅昭

記

令和四年三月十五日議決を得た工事請負契約（麻布十番一・二丁目道路整備工事（Ⅱ期））の契約金額「二億八千七百八十一万二千八百円」を「二億九千二百五十八万五千七百円」に、工期「契約締結の日の翌日から令和五年九月三十日まで」を「契約締結の日の翌日から令和五年十一月十七日まで」に変更する。